（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部改正）

第四条　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第七号中「又は」を「、同法第六十四条の七第一項に規定する建物取壊し敷地売却決議、同法第六十四条の八第一項に規定する取壊し決議」に、「の内容により行う建替え」を「若しくは同法第八十四条第一項に規定する一括建替え等決議の内容により行う建物の取壊し又は同法第六十四条の五第一項に規定する建物更新決議の内容により行う同項に規定する建物の更新」に改める。

（不動産特定共同事業法施行令の一部改正）

第五条　不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）の一部を次のように改正する。

第七条第二十四号を次のように改める。

二十四　マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第百六十三条の五十九第一項の許可

（公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正）

第六条　公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第三百八十九号の二中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に改める。

（行政不服審査法施行令の一部改正）

第七条　行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項第十四号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に改め、「第百三十六条」の下に「、第百六十三条の二十九」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和八年四月一日から施行する。

（地方自治法施行令の一部改正）

2　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令（平成十四年政令第三百六十七号）の項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律施行令」に改め、「第二十九条」の下に「、第三十五条の三」を、「第三十四条第二項」の下に「、第三十五条の八第二項」を加える。

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
財務大臣　片山さつき
国土交通大臣　金子　恭之

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行令の一部を改正する政令

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十一月二十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百八十九号

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第二条第一項第一号ハ及び第十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行令（平成二十八年政令第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第一条の表内閣官房の項下欄に次の一号を加える。

三　東京都港区赤坂二丁目四番六号に所在する庁舎

第一条の表内閣府の項第二号中「東京都港区赤坂五丁目二番二十号」を「東京都港区虎ノ門二丁目二番三号」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和七年十二月八日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2　この政令による改正後の第一条の表内閣官房の項第三号又は内閣府の項第二号に掲げる庁舎に係る重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第三条第一項及び第二項の規定による指定、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による告示は、この政令の施行前においても行うことができる。

（罰則に関する経過措置）

3　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　高市　早苗

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十一月二十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百九十号

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和七年法律第六十号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和八年四月一日とする。

国土交通大臣　金子　恭之
内閣総理大臣　高市　早苗

貨物自動車運送事業法施行令の一部を改正する政令

貨物自動車運送事業法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十一月二十七日

内閣総理大臣　高市　早苗